

「LINE証券取引約款」の一部改訂について

「LINE証券取引約款」を一部改訂いたしますのでお知らせいたします。

記

1.改訂日

2021年1月20日

2.改訂内容

書面の変更についての詳細につきましては下記新旧対照表等をご参照ください。

改定後の書面は、改定日以降「ご利用ガイド」よりご覧ください。

LINE証券取引約款 新旧対照表

※改定箇所は下線

旧	新
<p style="text-align: center;"><b>第1章 基本約款</b></p> <p><b>第19条（買付代金等の取扱）</b></p> <p>1. 有価証券の売買等の受注は、あらかじめ買付の注文に係る約定代金および執行に係る手数料等、または売付の注文に係る有価証券の全部を当社側でお預りした上で行います。なお、金額指定での投資信託の売付注文については、当該売付金額を注文時点で当社が取得している投資信託の基準価額で除した数が、当社がお客様からお預かりしている当該投資信託の口数以下である場合に限り、受注するものとします。</p> <p>2～7（現行どおり）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 基本約款</b></p> <p><b>第19条（買付代金等の取扱）</b></p> <p>2. 有価証券の売買等の受注は、<u>原則として、</u>あらかじめ買付の注文に係る約定代金および執行に係る手数料等、または売付の注文に係る有価証券の全部を当社側でお預りした上で行います。なお、金額指定での投資信託の売付注文については、当該売付金額を注文時点で当社が取得している投資信託の基準価額で除した数が、当社がお客様からお預かりしている当該投資信託の口数以下である場合に限り、受注するものとします。</p> <p>2～7（現行どおり）</p>

以上